



日本共産党市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

にこっと通信

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所
相談される方は事前に事務所へ連絡をして下さい。TEL(72)7848 FAX(71)8392

第126号

2019年10月20日(日)

足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員団

おぜき栄子・鳥井やすこの議案に対する賛否

議案No	内 容	おぜき	鳥井
第12号	表彰条例の改正	○	○
第13号	消費税法等の改正に伴う関係条例の制定	×	×
第14号	令和元年度一般会計補正予算(第3号)	×	×
第15号	市職員の給与に関する条例及び退職手当条例の改正	○	○
第16号	消防団条例の改正	○	○
第17号	令和元年度介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○
第18号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の改正	×	×
第19号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担条例の改正	×	×
第20号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営条例の改正	×	×
第21号	工事請負契約について(南部クリーンセンター大規模補修工事)	○	○
第22号	市民活動センター条例の改正	○	○
第23号	水道事業給水条例の改正	×	×
第24号	森林環境譲与税基金条例の制定	×	×
第25号	都市公園条例の改正	○	○
第26号	市営住宅条例の改正	○	○
第27号	生涯学習センター条例の改正	○	○
第28号	工事請負契約について(総合運動場陸上競技場改修工事)	○	○
第29号	平成30年度一般会計決算	×	×
第30号	平成30年度介護保険特別会計(保険事業勘定)決算	×	×
第31号	平成30年度国民健康保険特別会計(事業勘定)決算	×	×
第32号	平成30年度後期高齢者医療特別会計決算	×	×
第33号	平成30年度太陽光発電事業特別会計決算	○	○
第34号	平成30年度農業集落排水事業特別会計決算	○	○
第35号	平成30年度公共下水道事業特別会計決算	○	○
第36号	平成30年度堀里ニュータウン下水処理事業特別会計決算	○	○
第37号	平成30年度水道事業会計利益の処分及び決算	○	○
第38号	平成30年度工業用水道事業会計利益の処分及び決算	○	○

9月議会報告

会期は、8月29日から9月24日
の27日間でした。

主な議案

- ①平成30年度一般会計・特別会計決算
- ②一般会計補正予算
(小保処分場裁判の弁護士費用)
- ③森林環境譲与税基金条例の制定
- ④陸上競技場改修工事
- ⑤生涯学習センター条例の改正

おぜき、鳥井の両市議は7つの議案と
4つの決算認定に反対しました。反対し
た理由は以下の通りです。

鳥井やすこの反対討論

**裁判で全面敗訴
したのに弁護士へ
高額報酬はなぜ？**

議案第14号一般会計
補正予算は、小保最終
処分場裁判の弁護士への
報酬金として約4500
万円の支払いの採決が
行われ、おぜき、鳥井の
2名が反対しましたが、
賛成多数で可決されま
した。

しかし、この裁判では市側
が全面敗訴し、東京高裁に
上告しましたが、高裁から
和解勧告を受け、土地を十
一億円で購入することで和
解をしました。負けた裁判
を請け負った弁護士に、な
ぜ高額の報酬金を払わねば
ならないのか、市民感情か
らも許されません。本裁判
にかかる着手金はすでに1
881万円も支払われてい
ます。

**消費税は社会福祉に
使われていない**

議案第19号の保育料の
無償化に反対するもの
ではありませんが、その
財源として消費税を充
てる考え方は、とうてい
容認する事ができませ
ん。消費税は、低所得
者への負担が重い、逆進
性のある税です。その消
費税を社会福祉のため
に使うと消費税導入

保育の質低下が懸念

議案第18号では、家庭的
保育事業を無償化の対
象にすること自体には賛
成です。ただし、保育を
受ける子どもたちの保育
環境や安全の質は間違い
なく確保されなくてはな
りません。

その中で、無償化とセッ
トの様に経過措置の延長
が行われることは看過で
きない問題です。保育の
質を上げなくても容認
されることになります。

**保育料は副食費を
含め無償化を！**

議案第20号では、条例
の改正に伴い、給食の副
食費において、利用者負
担額が見直されるとと
もに、保育施設での徴収
を行うこととなります。

国が保育料を負担する
ことで6ヶ月で5000
万円ほどの負担額が
減少するとの試算もあ
ります。副食費について
も保育にかかる費用と
みなし、無償化にするこ
とに取り組むべきです。

国の法改正の内容に百
%合致した条例を作る
ことより、市民にとって
より充実した条例を作
ることが、地方自治体の
役割です。また実費徴
収を保育施設側に担わ
せることに伴う負担増
は保育の質を確保する
妨げになります。

**森林環境税は
税の二重取り**

議案第24号は、森林環
境譲与税基金条例の制
定についてです。

温室効果ガス削減目
標の達成や、森林の公
益的機能による恩恵を
口実に、本来、国や温
室効果ガスを排出する
企業が引き受けるべき
負担を、国民個人に等
しく押し付けることな
どの問題があります。

本県には2期目に入っ
た元気な森づくり県民
税事業があり、県民税
均等割に年700円加
算されています。県民
税事業で実施している
奥山林や里山林整備は
重要ですが、日本共産
党は目的税で県民個人
の負担を求めることに
一貫して反対してきま
した。森づくり県民税
と森林環境税は、事業
内容が重なる部分があ
り「二重課税」になりま
す。県民個人の税負担
の廃止を含めた抜本的
見直しを行うよう求め
ます。



おぜき栄子の
反対討論

消費税増税を理由に
公共料金を値上げ

議案第13号で消費税10%増税が予定されているとして、10月1日から公民館などの使用料、水道料金、し尿処理、ごみ処理などの手数料、公共料金等の引き上げを上げ、市民への影響は、千四百万円の影響増です。小山市では、市独自の使用料金などの引き上げは、しない。栃木市は、現在5%分の消費税を転嫁している使用料などは、3月まで引上げをしないとしています。市民負担を強いる公共料金の消費税増税による値上げは、見合わせるべきです。

事業者の更新
手数料は無料に

議案第23号は水道事業給水条例の改正については、消費税率の引き上げに伴う水道料金、加入金の引上げと指定給水装置工事事業者の更新を5年ごとに変更し、更新手数料を更新ごとに1万円を支払うことにするものです。水道料金、加入金の税率引き上げは反対です。

小俣処分場裁判で
議会軽視が明らかに

議案第29号 平成30年度足利市一般会計決算については、歳入は約544億円、歳出は約525億円です。総務費は、マイナンバーカード交付事業費に約1300万円で、カード交付率10.8%です。情報漏えいなど市民を危険にさらす制度は、これ以上すすめるべきではありません。衛生費の賃借権確認等請求控訴事件解決金（小俣最終処分場）は、地主に11億3600万円を支払いました。土地取得には、賛成しました。しかし、この裁判に出る前に議会での十分な議論を経ず、行っていたことが弁護士との契約書で明らかにされました。2013年（平成25年）12月27日に、土地賃貸借契約更新、賃貸借条件を巡る紛争で着手金を105万円を支払っていました。本来ならば、ここで議会に報告をすべきでした。ここで十分な議論をしていたならば、多額な税金を支払うことにならなかったのではないか。無駄な税金をかけた責任が問われます。今回のような重要な問題に税金を投入する場合、必ず議会で議論すること、最低限のルールではないでしょうか。



街頭から9月議会の報告を行う



3つの特別会計
決算の認定に反対

①議案30号、介護保険特別会計は、第1号被保険者の介護保険料の引上げが行われ、介護保険料の滞納者数が増加しています。介護給付費準備基金が10億円もあり、介護保険料の減免制度をつくるべきです。

②議案31号、国民健康保険特別会計は、県全体の広域となつて初めての決算となりましたが基金繰入金の7億円は使わずにすみ、基金残高は29億円です。国から子どもに対して配分された交付金と基金を使い、国保税の子どもの均等割26400円をなくす努力が必要です。

③議案32号、後期高齢者医療特別会計は、低所得者の保険料の軽減措置が減額となり、滞納者に正規保険証ではなく、4ヶ月間の短期証を発行しています。高齢者を泣かせの医療制度は、なくすように国に働きかけるべきです。



おぜき栄子の一般質問

1億円の財源で
副食費の減免を！

1. 子育て支援について

おぜき：消費税増税を財源とした幼児教育・保育の無償化は、高額所得者ほど恩恵を受け、低所得者は、逆に負担増となるのではないかと。当局：低所得者には、保育料のほか副食費も免除となり、無償化の恩恵は受けられる。

路線バス利用料の
無料継続を！



グリホサートの
除草剤は中止を！

3. 環境政策について

おぜき：迫間自然観察公園の保護は、今後どのように進めるのか。当局：自然保護を加味しながら、東部地区開発における土地利用計画と調整を図りながら調査研究を行っていく。

おぜき：今回の無償化により、市負担の軽減分（ツセンター）の果たしてきた役割を今後も継続してゆくの。

当局：これからも継続して提供していく。今後福祉のまちづくりを推進していく。

おぜき：障がい者スポーツセンターの果たしてきた役割を今後も継続してゆくの。当局：原則仮払い機で除草、一部は除草剤を使用している。

おぜき：発がんの可能性のある、世界的に使用、輸入の禁止が広がっているグリホサートを主成分とする除草剤は、使用をやめるべきではないか。

当局：内閣府の食品安全委員会が発がん性は認められないと評価されており、引き続き適正に使用する。

公共施設の除草剤の使用は、より安全性の高い薬剤を求めましたがあくまでも国基準の通りに使用する。と回答。

消費税2%増税による試算例（年間）

	(円)	(円)
保護者収入	10,000,000	2,600,000
保育料無償	408,000	30,000
2%増税分	120,000	41,600
差し引き額	288,000	-11,600

上記試算では収入1千万円の場合は60%、260万円では80%消費したとすると、低所得者の負担が1万1600円の負担増となる。

市は、路線バス有料化により、障がい者の利用が年間45000人から半減すると予測していることを明らかにしました。障がい者支援の後退です。また、県立高校の統合による市民会館の建替えの候補地が障がい者スポーツセンターとなった場合、代替機能の施設で保障すると回答。既存の他の施設となった場合、障がい者中心の施設利用ができるのか大論議が必要な答弁となりました。